

三豊市文書館条例

平成19年6月28日

条例第41号

(設置)

第1条 郷土の歴史的、文化的価値を有する市の公文書、地域資料、刊行物その他の記録(以下「公文書等」という。)を収集し、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与するため、三豊市文書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 三豊市文書館
- (2) 位置 三豊市山本町財田西375番地

(業務)

第3条 三豊市文書館(以下「文書館」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公文書等の保存整理及び閲覧等その他の利用に関すること。
- (2) 市政に関する情報の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成22年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。